

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方へ

【有効期限】

7月31日

医療費が高額になると見込まれる方は

「限度額適用認定証」

等の更新手続きを!!

病院・薬局での支払いが限度額までになります!!

同じ月内に、ひとつの医療機関等で支払う医療費が右ページ（※表1・表2）の限度額を超える場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関等の窓口で認定証を提示することで、窓口にて多額の現金を支払う必要がなくなります。

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。更新は毎年8月（または70歳の誕生日の翌月、もしくは75歳の誕生日）になりますので、必要な場合は更新の手続きをしてください。後期の方で、前年度に非課税区分の認定証を発行し、今年度も引き続き非課税区分となる方に限り自動更新いたしますが、それ以外の方は自動では更新になりませんのでご注意ください。

対象

- ①70歳未満の世帯の方
- ②70歳以上の住民税非課税の方、もしくは現役並み所得者かつ課税所得690万円未満の方

（注1）申請時点で国民健康保険税に滞納がある世帯には、認定証を交付できない場合があります。

（注2）70歳以上で所得区分が「一般」の方、もしくは所得区分が「現役並み所得者」かつ課税所得690万円以上の方は、保険証が限度額認定証の代わりとなるので申請は必要ありません（右ページ表2参照）

随時
受付

【本年8月以降有効の認定証交付申請受付】

■ところ：小美玉市役所医療保険課、小川総合支所総合窓口課、玉里総合支所総合窓口課

■申請に必要なもの：①国保・後期の保険証

②印鑑（認印）【国保…世帯主 後期…被保険者】

③マイナンバー（通知）カード ④本人確認書類（免許証など）

⑤長期入院期間を確認できる領収書等

※⑤は過去12か月以内に90日を超える入院がある住民税非課税世帯の方のみ。右ページの「入院時の食事代」参照

■認定証受取後のご注意

世帯構成や所得状況が変わったときは、古い「限度額適用認定証」等を持参のうえ、新たに「限度額適用認定証」等の交付申請をしてください。また、記載事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。